

「本リリースのご案内は、経済産業記者会、経済産業省ペンクラブ及び文部科学記者会に行っております。」

報道各位へのお知らせ

**News Release**



平成24年12月3日  
製品評価技術基盤機構  
バイオテクノロジーセンター

**遺伝資源管理に対する名古屋議定書の影響について  
世界微生物連盟会長や欧州、アジアなどのBRC関係者を集め議論  
～2012年12月6日(木)に国際シンポジウムを東京で開催～**

**<<概要>>**

- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 [NITE (ナイト)、理事長：安井 至、本所：東京都渋谷区西原] は、NITE バイオリソースセンター (以下「NBRC」という。) の開所 10 周年を記念し、「バイオリソースセンターの遺伝資源管理に対する名古屋議定書の影響」に関する国際シンポジウムを開催することとしました。
- 本シンポジウムは、アジアにおけるバイオリソースセンターの代表格である NBRC が、来賓として世界微生物保存機関連盟会長の Dr. Philippe や、欧州の全 BRC における名古屋議定書対応のリーダーである Dr. Gerard を迎えるとともに、欧州やアジアなどの主要な BRC 関係者を招き、微生物の遺伝資源管理と名古屋議定書の遵守についての各国の検討状況などの情報の交換を行い、その対応に当たっての課題等を議論する初めての機会となります。
- 生物多様性条約の発効後、生物遺伝資源のアクセスに際しては原産国の主権が及ぶこととなり、その国の法令に従うことになりました。名古屋議定書の発効後は、この流れが加速することになります。このため、学界、産業界に国内外の生物遺伝資源を供給している BRC 活動への影響も考えられます。
- 本シンポジウムにおいて同議定書への対応について BRC が担うべき微生物の遺伝資源管理について世界的な共通認識が醸成されることを期待しています。

当日、記者席を御用意しますので、下記「問い合わせ先」まで事前にご連絡下さい。

また、今回のシンポジウムにおける議論の結果等を御報告するため、12月14日(金) 13時30分から東京都渋谷区西原のNITE本所において記者説明会の開催をいたします。こちらにもご参加いただきたく併せてご案内させていただきます。

## <<シンポジウム開催概要>>

1. 会議名 NBRC 開所 10 周年記念 国際シンポジウム  
～バイオリソースセンターの遺伝資源管理に対する名古屋議定書の影響～
2. 日時 2012 年 12 月 6 日(木) 13:00～18:15
3. 場所 フクラシア東京ステーション (朝日生命大手町ビル 5F)  
※東京駅・大手町駅 B6 出口直結、東京駅日本橋口徒歩 1 分<下図参照>
4. 参加費 無料 (事前登録制)
5. 主催 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)
6. 後援 文部科学省 経済産業省 環境省
7. 協賛 日本微生物資源学会  
日本菌学会 日本放線菌学会  
一般財団法人バイオインダストリー協会
8. その他
  - ・カメラ等での撮影は可能です。  
(ただし、会場の都合上、カメラをお持ちの際には、ハンディカメラなどの小型のものに限らせていただきます。)
  - ・シンポジウムは全て英語で行います。  
(必要な方には、シンポジウム終了後に当日の概要を日本語で説明する予定です。)
  - ・プレス関係者とわかるように腕章をご持参下さい。



## <<記者説明会>>

1. 日時 平成 24 年 12 月 14 日 (金) 13:30～ (開場 12:30)
2. 場所 ナイトスクエア (NITE 本所: 東京都渋谷区西原 2-49-10 NITE 1 階)  
※参加御希望の方は、平成 24 年 12 月 13 日 (木) 18:00 までに下記「問い合わせ先」へ必ず御連絡ください。(会場準備のため必要ですので、ご協力下さいますようお願いいたします。)
3. NITE 入館時のご注意 NITE 本所では、入館管理システムを運用しております。  
入館時: 受付で外来者用入館許可証をお渡ししますので、ゲートにかざし入館して下さい。(館内では許可証を首から下げてください。)  
退出時: 許可証を受付に返却してください。  
お手数をお掛けいたしますが、御協力下さいますようお願いいたします。

## <<用語解説>>

- ・バイオリソースセンター (BRC): 微生物の培養株等を収集・保存し、研究や教育などのために菌株の分与と情報の提供等を行う機関。なお、経済開発協力機構 (OECD) において、その機関がもつ機能を発展させた BRC のガイドラインが提唱され、その役割が重視されている。
- ・生物多様性条約: 1993 年 12 月に発効した「生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約: CBD)」の意。生物多様性を守り、生物遺伝資源を持続的に利用していくための国際的な枠組み。現在のところ、日本を含む 192 カ国と欧州連合 (EU) が締結しているが、米国は非締結。
- ・名古屋議定書: 生物多様性条約における、特に生物遺伝資源の採取・利用と利益の公正な配分 (ABS) に関する国際的な取り決め。2010 年 10 月に名古屋市で開催された締約国会議 (COP10) で採択。生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、生物遺伝資源と関連する伝統的知識などの利用によって生じた利益を主権国へ公正に配分することを企業など生物遺伝資源の利用者に求める。名古屋議定書は、50 以上の国・地域が批准して 90 日後に発効する。11 月 1 日時点で、8 ヶ国が批准。

### 【お問い合わせ先】

独立行政法人製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター 中川 純一

同 計画課 神野 (ジンノ)、山田

電話: 03-3481-1933 FAX: 03-3481-8424

**nite**

National Institute of Technology and Evaluation

独立行政法人 製品評価技術基盤機構